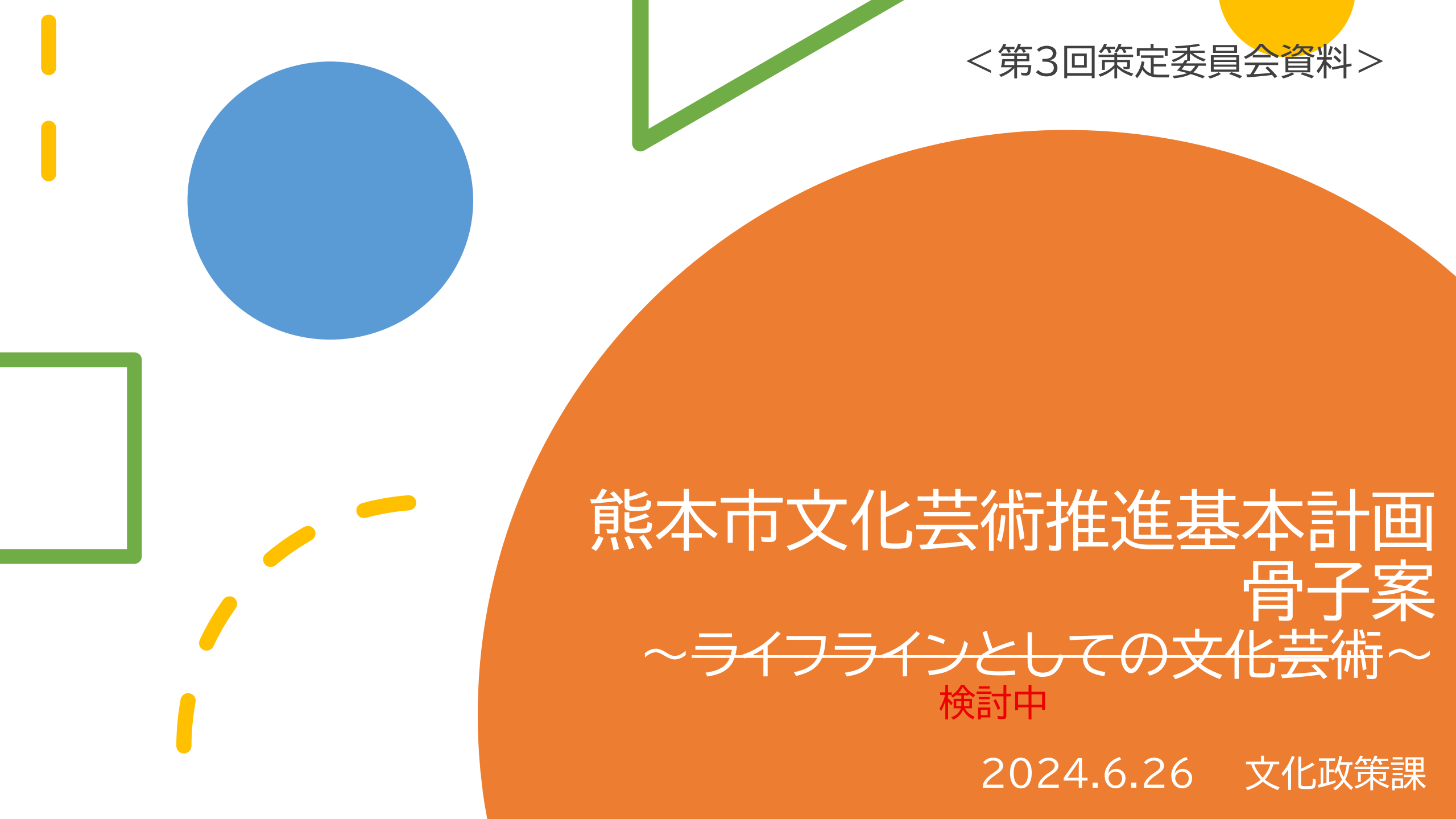




<第3回策定委員会資料>

熊本市文化芸術推進基本計画
骨子案
～ライフラインとしての文化芸術～
検討中

2024.6.26 文化政策課

計画骨子(計画の骨組み、項目や要点)

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の背景
- 3 指針の検証
- 4 現状と課題
- 5 文化芸術の範囲
- 6 計画の基本方針
 - (1) めざす姿
 - (2) 基本理念
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 計画期間

前回の策定委員会(5/20)協議

7 基本施策

I 文化芸術に触れる場と機会の創出

<取組1> あらゆる人が文化芸術に触れ親しむことができる環境づくり

【具体案】

- ①○○○○○
- ②○○○○○
- ③○○○○○

<取組2> ~~~~~

【具体案】

- ①○○○○○
- ②○○○○○

II 文化芸術の継承と活用

III 次代の文化芸術を担うこどもたちの育成

IV 文化芸術を介したつながりの創出と多様な価値の活用

8 計画の推進

今回の策定委員会(6/26)協議事項
基本施策の**取組**、**具体案**、**計画の推進**

計画素案

次回の策定委員会(日程未定)協議事項

箇条書きの内容を文章化

写真やグラフ等のデータを活用

具体的な事業・取組例を記載

民間・関係団体との連携

添付資料

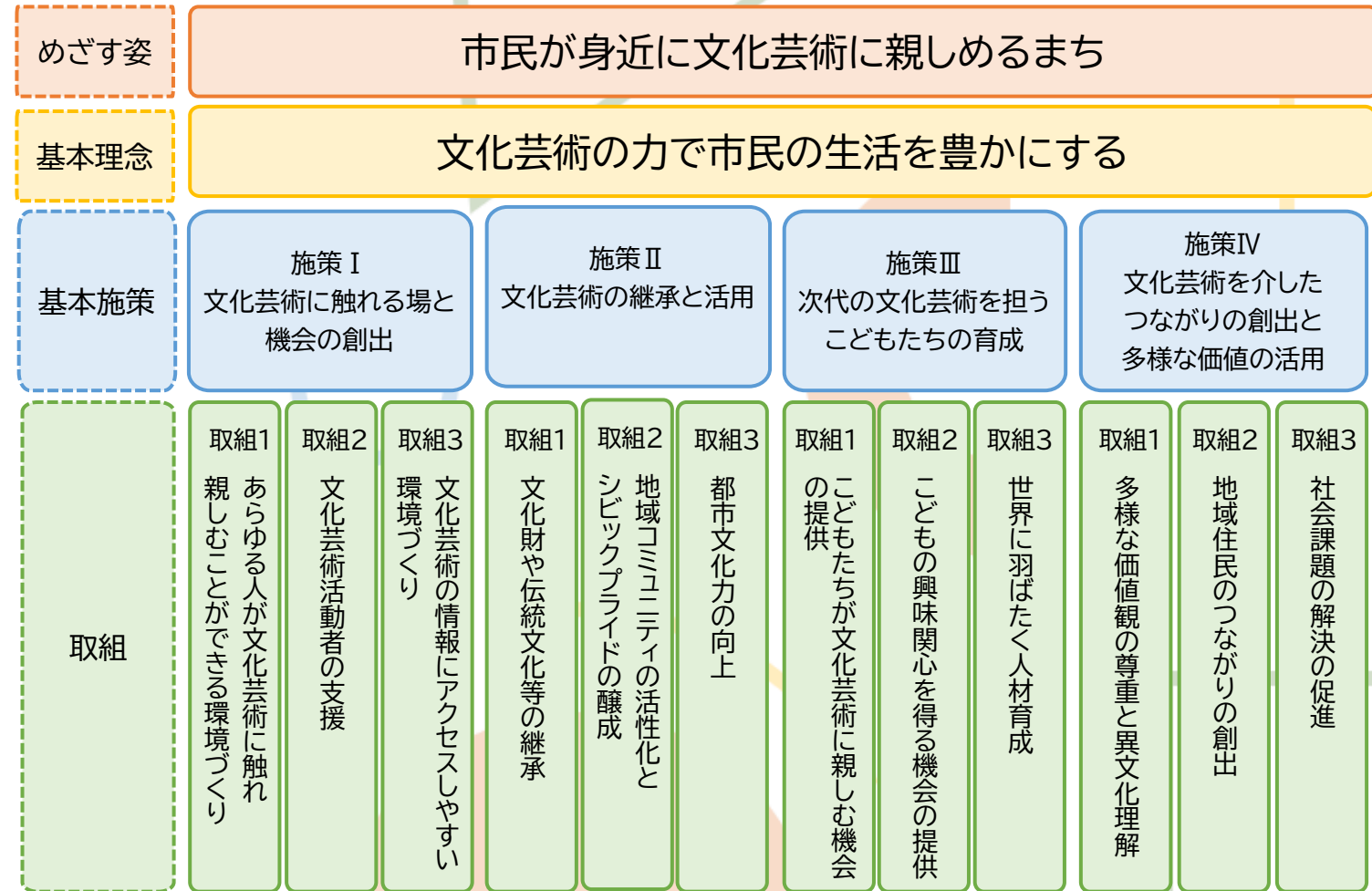
アンケート調査結果

文化施設の紹介

策定委員会委員名簿

構成

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の背景
- 3 指針の検証
- 4 現状と課題
- 5 文化芸術の範囲
- 6 計画の基本方針
 - (1) めざす姿
 - (2) 基本理念
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 計画期間
- 7 基本施策
 - I 文化芸術に触れる場と機会の創出
 - II 文化芸術の継承と活用
 - III 次代の文化芸術を担うこどもたちの育成
 - IV 文化芸術を介したつながりの創出と多様な価値の活用
- 8 計画の推進



策定の前提

前回のおさらい

- ・改正された文化芸術基本法（平成29年）に、地方自治体における計画の策定を努力義務と規定。
- ・現在の指針では、文化芸術における施策の方向性を定めているが、指針を計画に位置づけて、指針の検証や課題等を踏まえた上で、文化芸術基本法で定めのある文化芸術の振興と観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業など各関連分野と連携した施策の展開や、文化芸術により生み出される様々な価値の活用を新たに盛り込む。

1 策定の趣旨

- ・本市の豊かな文化資源はそれ自体が価値を持つだけでなく、住民の郷土への誇りや愛着を醸成するものであり、それらを未来につなぐことで魅力あるまちになる。
- ・文化芸術は、熊本地震や新型コロナウイルス感染症等の影響下では活動が制限されたが、人に感動を与え、生きる力をもたらすもの、また社会全体を活性化する上で大きな力を持っているものとして再認識された。
- ・また、文化芸術は、互いを受け入れ多様性を認め合い、人と人とをゆるやかにつなげ、心豊かな社会を作る力をもっている。
- ・計画では、文化芸術が創出する新たな価値を活かすとともに、文化芸術を市民の身近なもの、人々が生きる上で必要なもののひとつであると認知してもらい、ウェルビーイング※に寄与するため市民が身近に文化芸術に親しめるまちづくりを進めていく。

※幸福度のこと。持続的に幸せや満ち足りた状態を指す。

2 策定の背景

前回のおさらい

(1) 社会情勢

①熊本地震及び新型コロナウイルス感染症の影響

↳文化芸術活動の減少、オンラインコンテンツの増加、リアルな体験の重要性の再認識

②デジタル化の急速な進歩

↳技術改革による、生活様式の変化・文化芸術の活動形態やニーズの変化

③外国人居住者の増加

↳誰もが文化芸術を鑑賞・実践することができる環境整備

④深刻な少子高齢化の進行による人口減少

↳担い手不足のみならず、需要の減少・市場の縮小が見込まれる

⑤多様性・包摂性※・持続可能性への関心の高まりやウェルビーイングといった価値観の普及

↳文化芸術のもつ本質的及び社会的・経済的価値の再認識

※ 包み込むこと、排除されないこと

2 策定の背景

(2)国の動向

前回のおさらい

①文化芸術基本法の改正(平成29年6月)

└文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野の施策とも連携を図ることや、地方自治体における文化芸術の推進に関する計画を策定するよう努めることとされた。また、年齢、障がいの有無や経済的な状況に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備を図ることとされた。

②文化芸術推進基本計画(第2期)の策定(令和5年3月)

└第2期計画では1期計画を踏襲しつつ、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担うこどもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興等に重点をおくこととされた。

③文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年5月)(文化観光推進法)

└文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、博物館や美術館をはじめとする文化施設が観光事業者と連携し、来訪者を惹きつけるような取組みを行うこととしている。

④障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年6月)

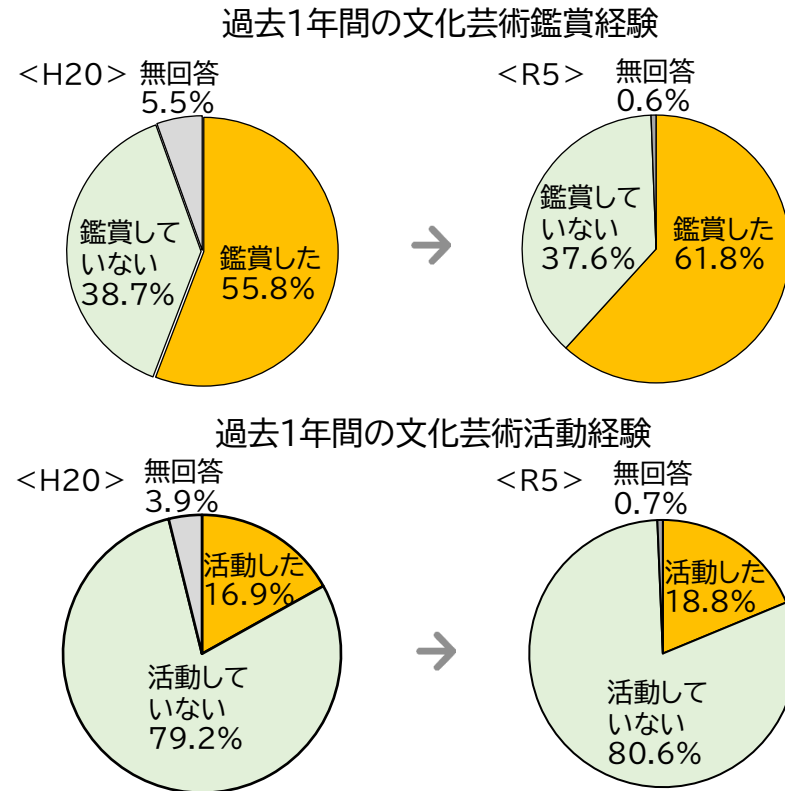
└障がいの有無に関わらず文化芸術を創造・享受できることや、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造支援の強化、地域で障がい者の文化芸術活動を促進することで障がい者だけでなく住民全体が心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、地方自治体において地方の実情に即した計画の策定に努めることとされた。

3 指針の検証

前回のおさらい

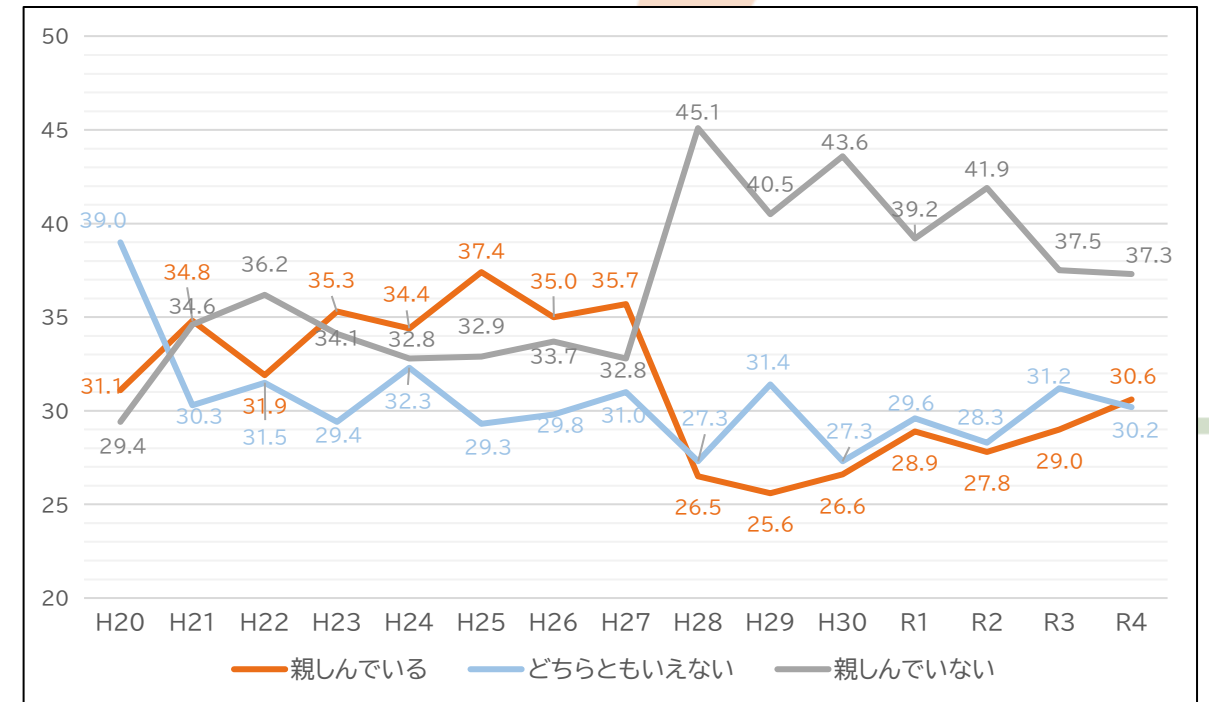
平成22年に策定した熊本市文化芸術振興指針に示す理念は普遍的なものであるが、時代の変化に対応した具体的な方針が定められておらず、計画への位置づけが急務。

<平成20年と令和5年の市民アンケート調査の比較>



市民が文化芸術に触れる機会は増加していると考えられる

文化に親しんでいる市民の割合



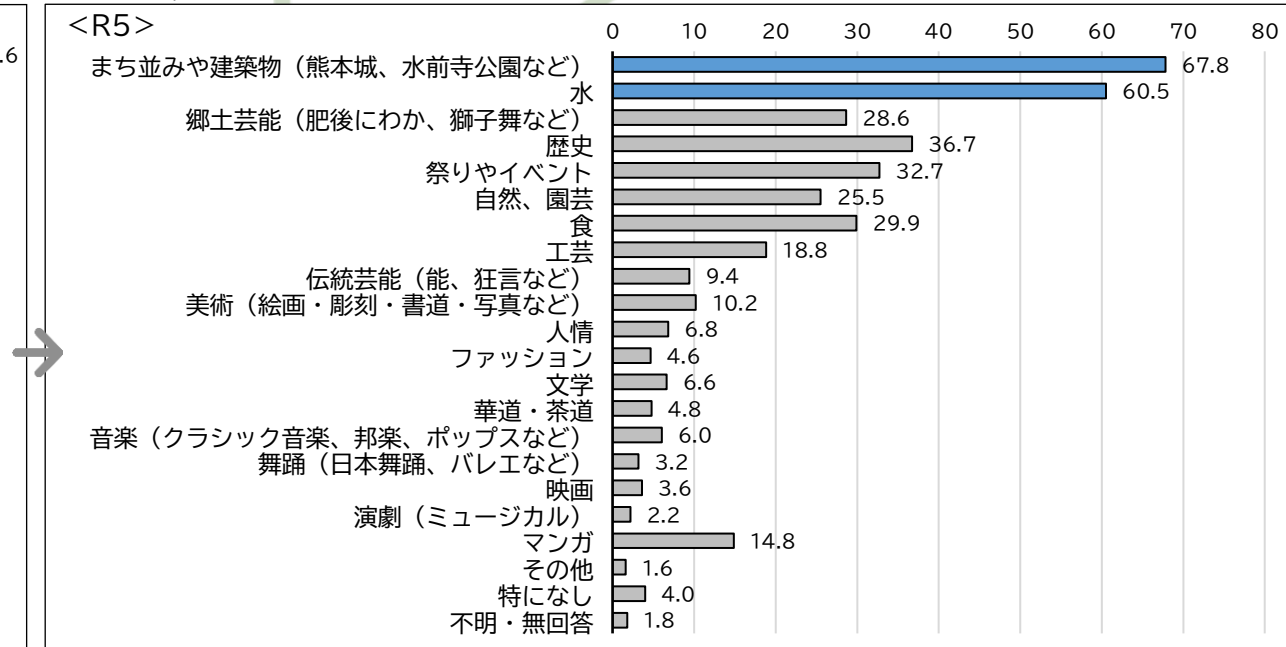
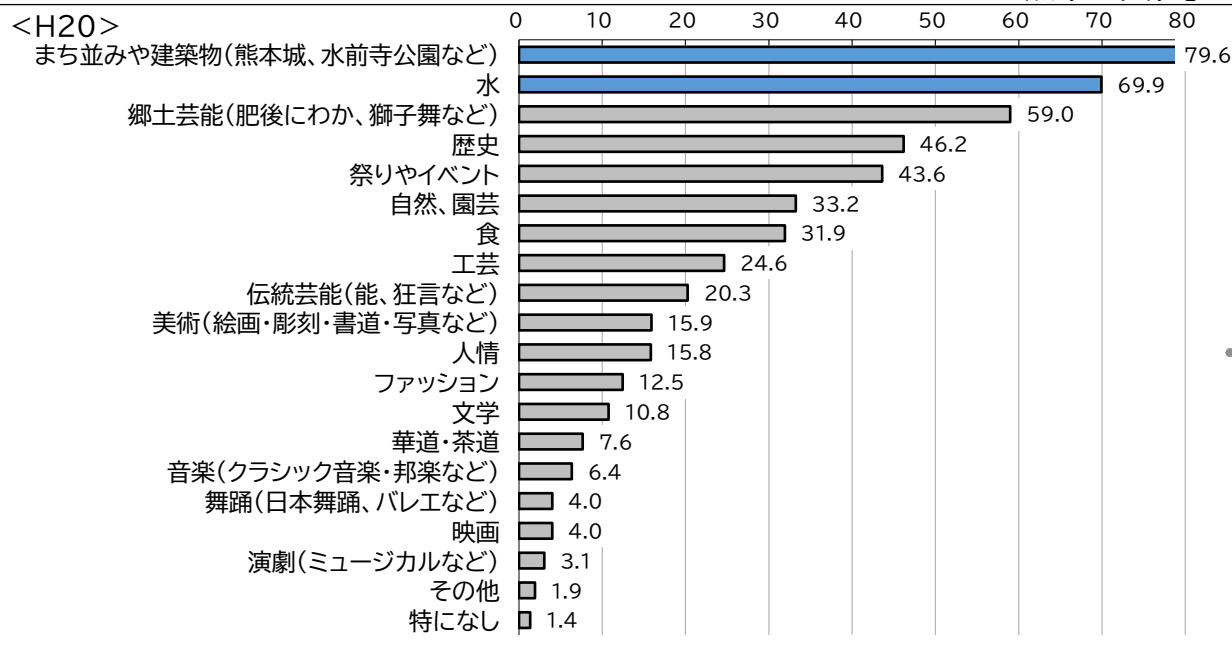
熊本地震やコロナ禍の影響を受け下降したものの、現在は上昇傾向
※熊本地震前までは回復していない

3 指針の検証

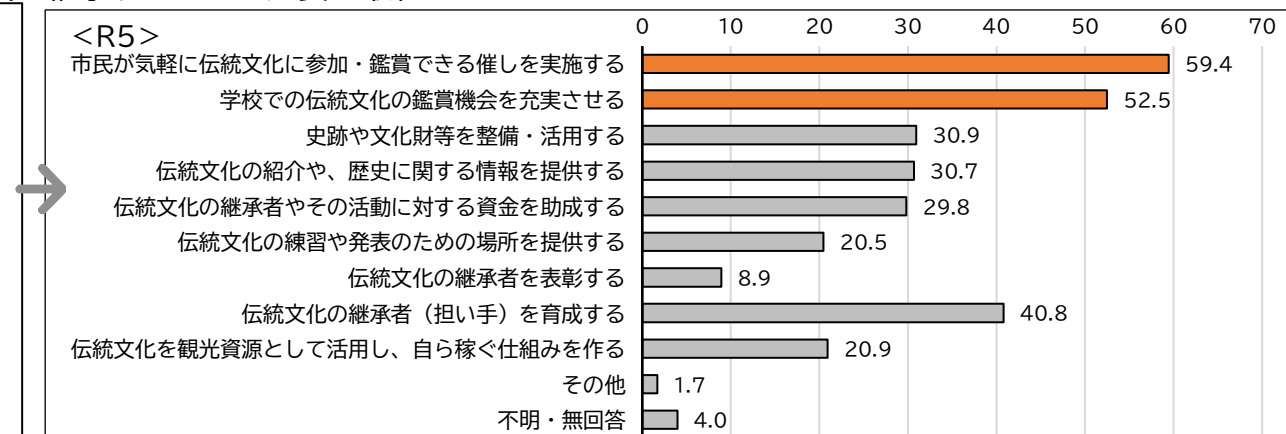
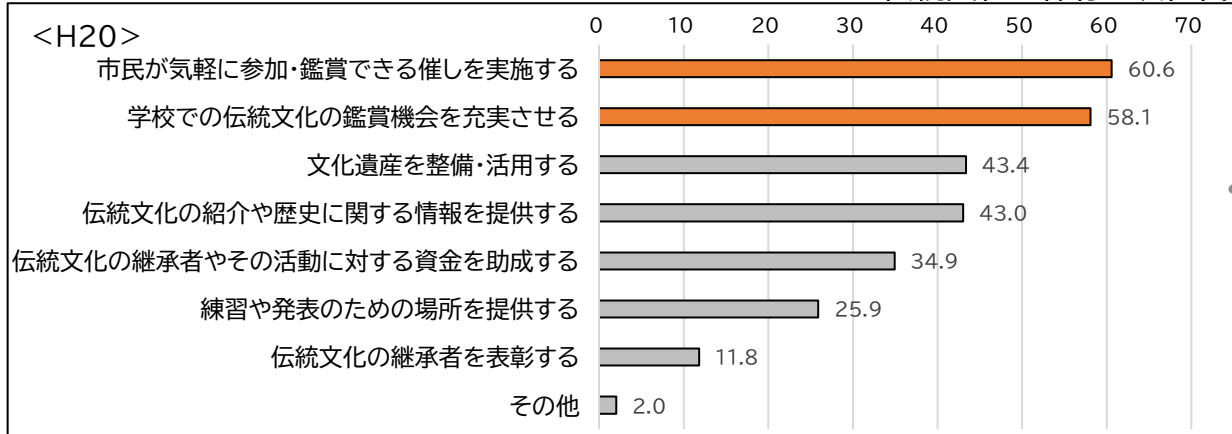
<平成20年と令和5年の市民アンケート調査の比較>

前回のおさらい

「熊本の文化」からイメージするもの



伝統文化を保存し次世代に継承するために必要な取組



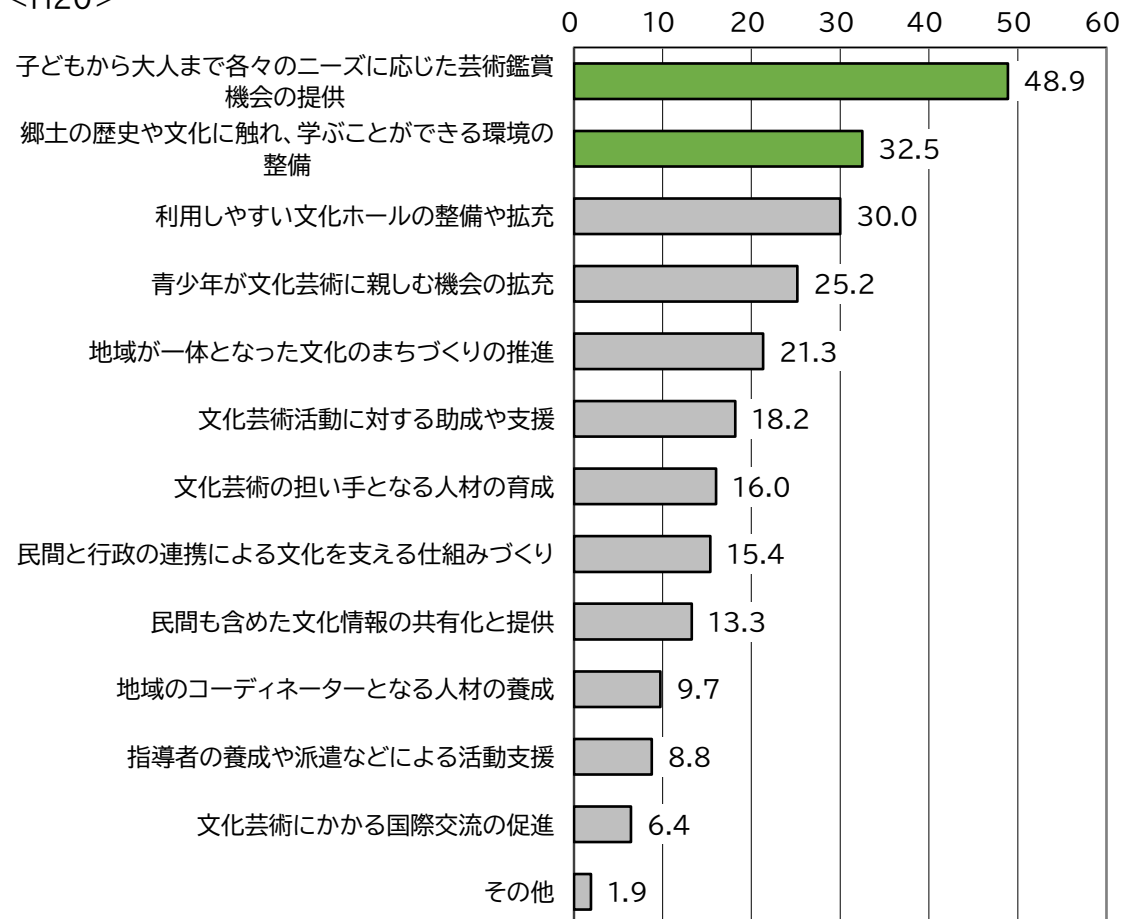
3 指針の検証

<平成20年と令和5年の市民アンケート調査の比較>

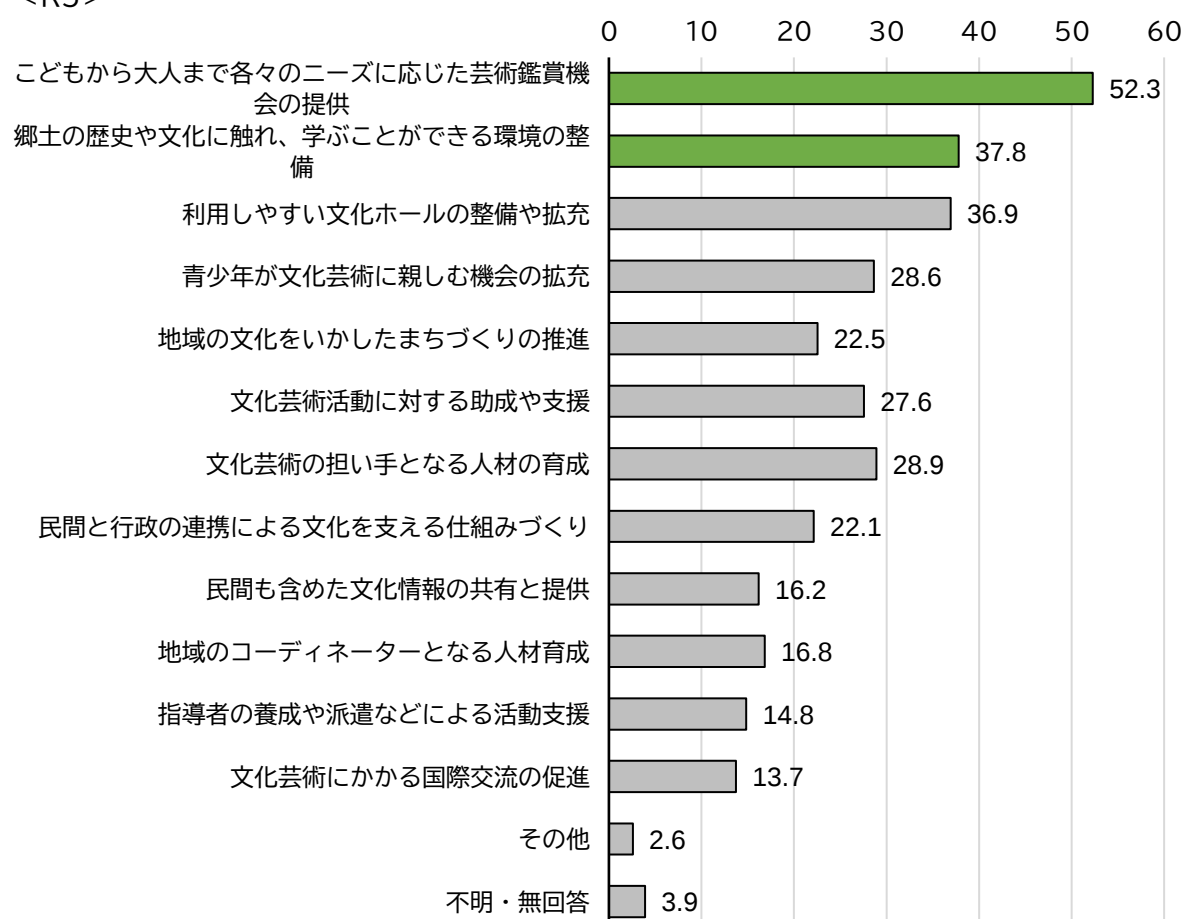
前回のおさらい

文化芸術の振興のために力をいれるべきこと

<H20>



<R5>



熊本の文化の強みや市民が求めていることは変わっておらず、引き続き推し進めていく必要がある

4 現状と課題

前回のおさらい

<現状> R5年度アンケート調査結果より

- ・市民の7割近くが文化芸術に関心があると答えた
- ・文化芸術の直接鑑賞または活動経験のある市民は64.7%
- ・国の調査と比較すると、文化芸術の直接鑑賞・活動経験ともに熊本市民の方が実施割合が高い
- ・文化芸術に関心はあるが、活動を行う時間がない市民が多い
- ・芸術鑑賞の機会の提供を望む市民・文化団体が多い
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動を控えた市民が多い
- ・質の高い公演も必要だが、気軽に参加しやすい機会の提供も重要
- ・アーティストの課題として、活動・発表の場の確保と活動資金の確保が多く、市に求めることとして、市民参加型イベントの開催及び活動の支援との声が多い

- ・熊本の文化として「まち並みや建築物」「水」を連想する人が多い(一般市民、小中学生、大学生共通)
- ・文化芸術を活かしたいと思う分野は「観光」「まちづくり」と考える人が多い
- ・「上質な文化都市」として「豊かな自然や歴史、文化に恵まれている」ことや、「市民が自分たちの暮らすまちに誇りをもっている」ことを連想する人が多い
- ・伝統文化の継承について、市民が気軽に伝統文化に接する機会の提供を望む人が多い

- ・小中学生の8割以上、市民の7割近くが文化芸術に関心があると答えた
- ・文化芸術団体は、担い手不足への対応として、こどもへの鑑賞機会の提供を求める声が多く、市民アンケートでもこどもへの文化体験について保育園や学校へのアウトリーチを望む人が過半数いる
- ・伝統文化の体験について、小学生で約9割、中学生で約6割の人が楽しかったと答えた

- ・幸福度と社会的なつながりは連動している
- ・文化芸術に触れる経験がある人の方がいない人よりも、社会的なつながりが多く、幸福度が高い
- ・文化団体のアンケートにてくらしの中に溢れている芸術を知ってほしいとの回答あり
- ・アーティストアンケートにて、芸術文化がQOL(生活の質向上)に役立つと実感できる機会を増やすことが望ましいという回答があった

<課題>

前回のおさらい

R5年度に実施した市民や関係団体へのアンケート調査及び第1回策定委員会での委員の意見等を基に次のとおり課題を整理

【文化芸術活動の環境整備】

- ・誰もが等しく文化芸術を享受できる環境が必要
- ・「鑑賞者・お客さん」を増やすことで、文化芸術活動の活性化や支援につなげることが必要
- ・文化活動を活性化することで地域の活性化につなげることが必要

【伝統芸能や地域文化の保存継承・活用】

- ・伝統芸能や文化財など、受け継がれてきた人の想いも含め未来につなぐことが必要
- ・伝統芸能活動者の活動の場や活動資金不足。発表や活動しやすい機会の提供が必要
- ・市民のニーズも高い、観光資源としての文化資源の活用が必要

【文化芸術における人材・担い手育成】

- ・こどもの頃から文化芸術に触れる機会が必要
- ・伝統芸能活動者の高齢化と担い手不足により、後継者の育成が必要

【文化芸術の持つ多様な価値の活用】

- ・幸福度と社会的なつながりは連動しているが、地域の中で人と人のつながりが希薄になっており、人と人とがゆるやかな関係を築くことが必要
- ・文化芸術に触れる経験がある人の方がいない人よりも、社会的なつながりが多く、幸福度が高い
- ・TSMCの進出等に伴う在住外国人の増加により、異文化理解・交流が必要
- ・市民ニーズや課題が多様化し、柔軟な思考により課題解決等を図ることが必要

5 文化芸術の範囲

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊や、伝統芸能、地域文化、生活文化、国民娯楽、文化財などの文化芸術基本法に示されている内容に加え、熊本市の特色を生かした「水」などの自然由来の文化までを文化芸術の範囲とする。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域文化	地域固有の伝統芸能及び民族芸能
固有の自然由来の文化	水やみどりなどの自然にまつわる文化

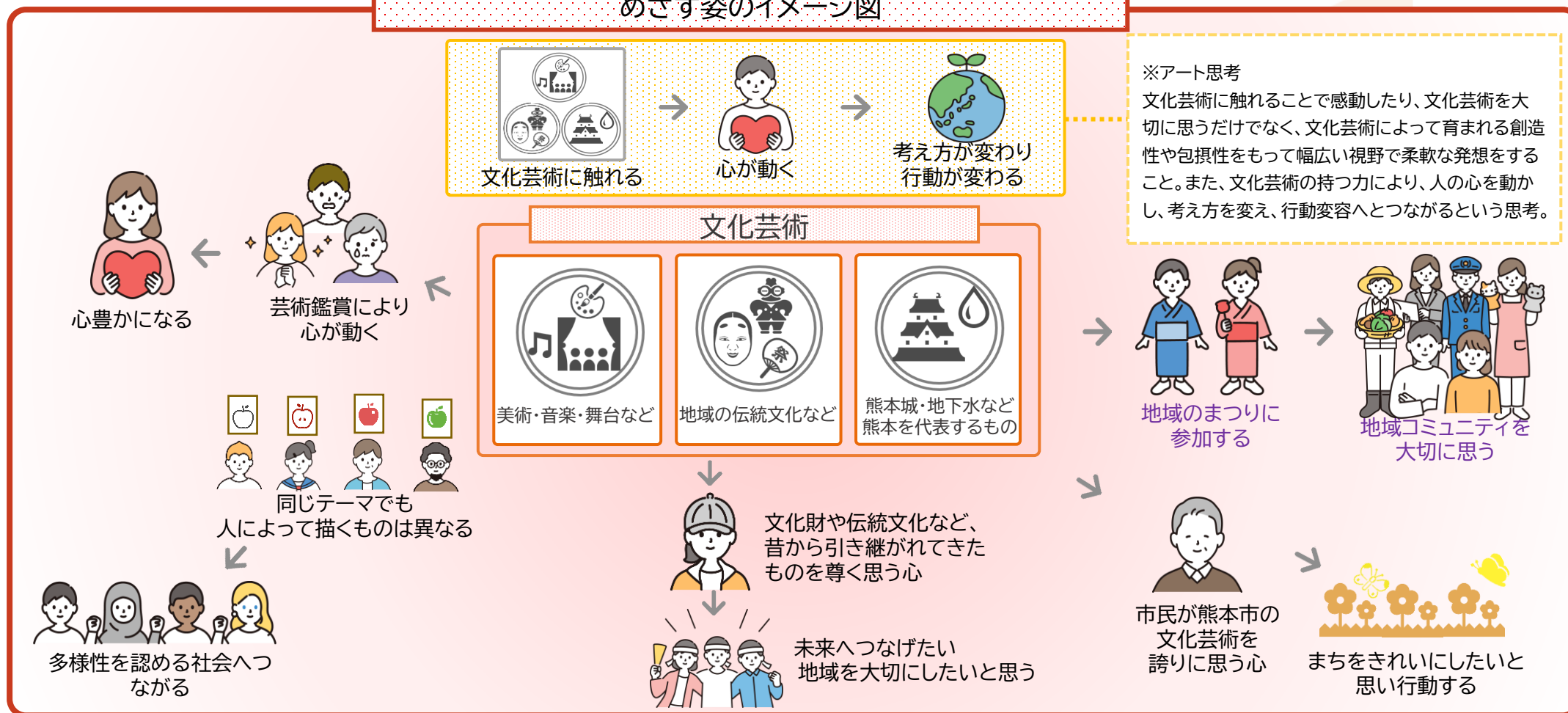
6 計画の基本方針

(1) めざす姿

市民が身近に文化芸術に親しめるまち

身近に文化芸術に触れることで、心が豊かになり、新たなつながりや価値を生み、ひとりひとりが生き生きと暮らせるまちを目指す。

めざす姿のイメージ図



6 計画の基本方針

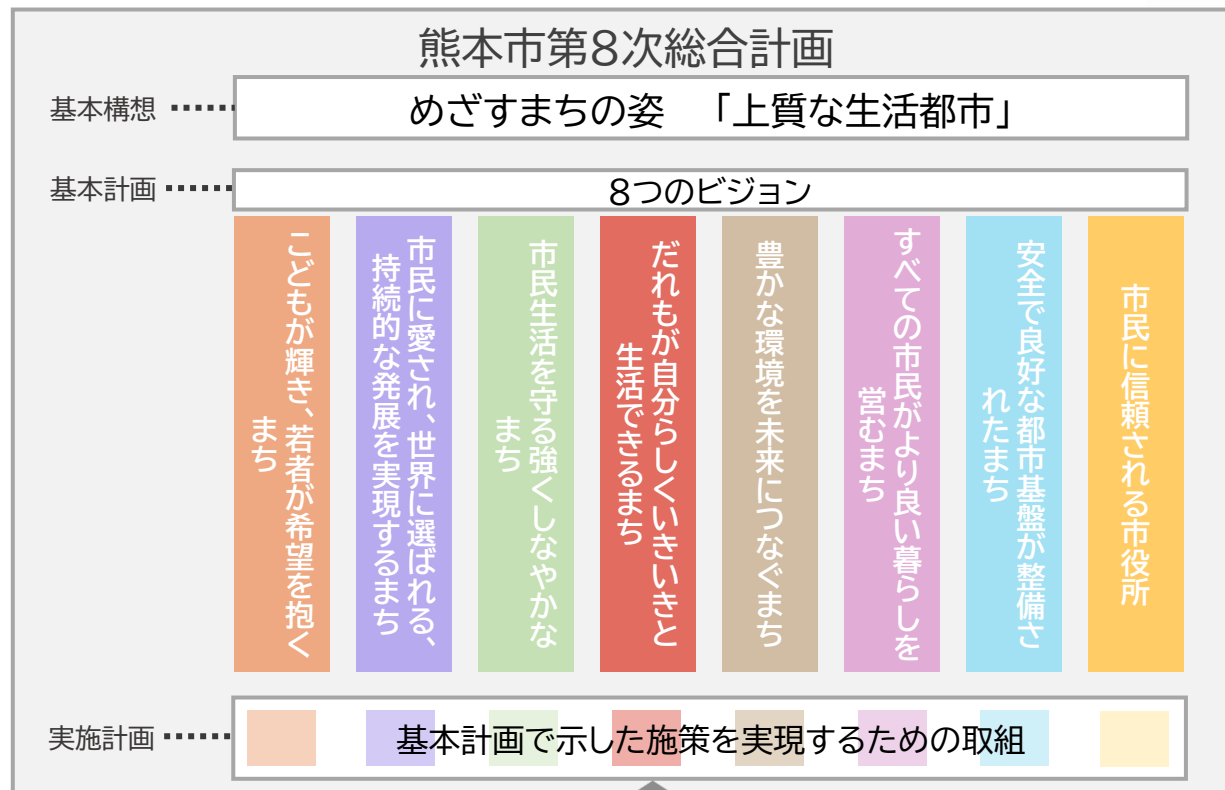
(2) 基本理念

文化芸術の力で市民の生活を豊かにする

- ・市民の中には「文化芸術は高尚なもの」、「文化芸術は好きな人だけが楽しむもの」という認識がある。
- ・文化芸術は、享受する人に非日常の楽しみをもたらすそれが生きる糧になりうるものでもある。
- ・一方で、(テレビを観たり読書をしたり、人に渡すメモに絵を添えてみたりと)文化芸術は我々の生活の中にあり、日常生活の中で触れている文化芸術は幸福な生活を送る上で必要なものともいえる。
- ・「我々が日常の中で行っていることには文化芸術が関わっている。」ということに気づくことで、誰もが文化芸術を身近に感じ、また、文化芸術から生み出される新たなつながりや価値(＝文化芸術の持つ力)を活かし、市民のウェルビーイングを向上させる。
- ・文化芸術がもつ力を観光等の他分野に生かし熊本市の都市ブランド力を高め、ひいては市民生活の活性化につなげる。

6 計画の基本方針

(3) 計画の位置づけ



観光・こども・まちづくり等の分野との連携や、創造性や感性を育む力、多様な価値観を包摂する力、喜びを与える力など文化芸術がもつ多様な価値を生かして、熊本市第8次総合計画全体に作用するよう他分野と連携しながら事業を展開していく。

関連分野との連携

熊本市文化芸術推進基本計画

計画制定の努力義務

- 国
- ・文化芸術基本法
 - ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
 - ・文化観光推進法
 - ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律
 - ・文化財保護法
 - ・文化芸術推進基本計画

(4) 計画期間

第8次総合計画と終期を合わせるため、令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度)の7年間の計画とする。

7 基本施策

I 文化芸術に触れる場と機会の創出

－ 効 果 －

- ・文化芸術に触れることで人は楽しさや安らぎを感じ、人間が人間らしく生きることができる
- ・異なる文化や時代の価値観や表現に触れることで想像力が養われ自身の視野や理解が広がる
- ・文化芸術活動を通じて表現力を発揮することができ、創造性や感性を育むことができる

<取組1> あらゆる人が文化芸術に触れ親しむことができる環境づくり

多様な主体との連携により、年齢やライフステージ、国籍、障がいの有無、経済的な状況等に関わらず、あらゆる人が文化芸術に触れ、楽しむことのできる環境づくりを推進する

【具体案】

- ①こども連れや高齢者等誰もが気軽に文化芸術の楽しさを享受できる機会の提供
- ②文化施設等の官民連携による効果的な運営と活用
- ③花畑広場や公共空間、遊休空間等を活用した身近に文化芸術に触れる機会の創出
- ④記念館でのプロジェクションマッピング※など、文化財を活用したアートイベントの開催
- ⑤地域の団体等に出向いて講座を開催する「おでかけ公民館」の実施
- ⑥まつり等人が集まるイベントと連携した文化芸術に関するワークショップの開催

※実物(建築物等)と映像をシンクロさせる映像手法
プロジェクタ等の映写機器を用いて、立体物(建築物等)に
映像を投影する手法

7 基本施策

I 文化芸術に触れる場と機会の創出

<取組2> 文化芸術活動者の支援

文化芸術活動者が活動しやすい環境や発表の場を創出する

【具体案】

- ①地元アーティストの活動の支援や発表の場の創出
- ②誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供
- ③アーティストのネットワークづくりの推進
- ④文化芸術活動者の公演に対する助成及び広報等の支援
- ⑤出前講座の実施
- ⑥障がいのある人の文化芸術活動を支援する団体の支援

<取組3> 文化芸術の情報にアクセスしやすい環境づくり

様々な媒体(オンライン)を活用し、多くの人が文化芸術の情報にアクセスしやすい環境をつくる

【具体案】

- ①Instagramやホームページの掲示板などを活用した情報を得やすい環境づくり
- ②LINEを活用したプッシュ型※の情報提供 ※利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行なわれるタイプの情報提供
- ③不登校の児童生徒を対象に実施するオンライン美術授業
- ④文化財や文化芸術のイベントなどのYouTubeでの配信

7 基本施策

Ⅱ 文化芸術の継承と活用

－ 効 果 －

- ・文化財や伝統芸能、また生活様式やしきたりなどの伝統文化は、人々の地域への誇りとなり、地域の個性(アイデンティティ)となる
- ・地域の個性とそれを継承してきた人の想いに、人は惹かれ魅力を感じ、未来へつなぐ動力となる
- ・本市の特色を活かした文化芸術の発信は、創造的な経済活動の需要や付加価値を生み出し、好循環させることで持続的なまちの活性化へつながる

<取組1> 文化財や伝統文化等の継承

文化財や伝統文化等の継承のため、デジタル技術により活用・保存するとともに、興味関心を得られる機会の充実を図る

【具体案】

- ①伝統芸能等保存団体や民有文化財の修復への支援
- ②工芸家の後継者育成や販路拡大支援による熊本の工芸産業の保存・継承・活性化
- ③伝統文化の映像記録及び文化財資料のデジタル・アーカイブ化と発信
- ④熊本城をはじめとする文化財を活用した多様なコンテンツの発信
- ⑤デジタルミュージアムの導入
- ⑥歴史的風致維持向上計画に基づく豊かな歴史的文化遺産の魅力や価値の後世への継承
- ⑦伝統的な日本文化の体験・継承

7 基本施策

Ⅱ 文化芸術の継承と活用

<取組2> 地域コミュニティの活性化とシビックプライドの醸成

地域に残る貴重な文化資源を再認識し、地域コミュニティの活性化に生かすとともに、シビックプライドの醸成に取り組む

【具体案】

- ①「郷土文化財」の認定とまちづくり活動との連携
- ②地域に残る文化資源の若い世代へ向けたSNS等を活用した発信
- ③くまもと市文化協会の活動支援
- ④熊本が誇る地下水資源の保全
- ⑤火の国まつりやお城まつり、みずあかりなど、市民が地域の文化資源に親しむ機会の充実
- ⑥ウォーカブル推進※による城下町の魅力の再認識

※居心地がよく歩きたくなるまちを構築すること

7 基本施策

II 文化芸術の継承と活用

<取組3> 都市文化力の向上

大学、事業者、他自治体や他分野との連携により熊本市の文化芸術コンテンツを国内外に広く発信・活用することで、都市ブランド力を高める

【具体案】

- ①夏目漱石旧居や草枕俳句大会などストーリー性をもたせた漱石文化の発信
- ②マンガやアニメを活用した都市ブランドづくり
- ③まち並みなど景観を含む熊本文化の魅力発信
- ④熊本が誇る水資源の魅力発信
- ⑤他自治体と連携した田原坂西南戦争遺跡群の活用
- ⑥みずあかり、ストリートアートプレックスなどの文化的なイベントの開催
- ⑦ウォーカブル推進を目的としたアートイベントの開催
- ⑧熊本城や記念館等のユニークベニュー※としての魅力ある活用
- ⑨国内外での熊本の工芸に関する魅力発信
- ⑩熊本の農水産物×観光の国内外でのプロモーション
- ⑪地域観光資源の多言語解説整備

※歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場

7 基本施策

Ⅲ 次代の文化芸術を担うこどもたちの育成

－ 効 果 －

- ・情緒の成長を促し、想像力や洞察力を養い、新しい世界を知ることができる
- ・自分と他者、社会や世界とのつながりを認識し、視野が広がる
- ・個性を認め合い、寛容な心を育む
- ・幼少期に文化芸術に触れることで、後に立ち返ったときにその時の想いや記憶を思い出し、情緒面での成長を促す

<取組1>こどもたちが文化芸術に親しむ機会の提供

小中学校等と連携し、家庭環境等に関わらず等しくこどもたちが文化芸術に親しむ機会を提供する

【具体案】

- ①文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる機会の提供
- ②学校への伝統芸能講師等の派遣によるこどもたちが文化芸術・伝統文化に触れる機会の提供
- ③美術館を活用したこどもたちのサードプレイス※づくり ※家庭や学校以外の居場所
- ④部活動の地域連携における文化芸術活動の機会の提供
- ⑤地域の公民館や学校などでの文化芸術に接する機会の提供

7 基本施策

Ⅲ 次代の文化芸術を担うこどもたちの育成

<取組2> こどもの興味関心を得る機会の提供

文化芸術活動の担い手を育成するために、文化芸術の価値への学びを深め、興味関心を得られる機会の充実を図る
【具体案】

- ①アーティスト派遣による芸術文化や伝統芸能等を体験する機会の提供
- ②文化施設や文化財、公民館等を活用したこどもが楽しめるプログラムの提供
- ③こども邦楽祭などの伝統文化を担うこどもたちの発表の場の創出
- ④校区青少年健全育成協議会など地域活動における文化芸術プログラムの提供

<取組3> 世界に羽ばたく人材育成

世界を舞台に活躍できる人材、専門的な技術・知識を有する人材、地域の文化を支える人材の育成に取り組む
【具体案】

- ①人づくり基金などを活用した将来のリーダーとなる人材の育成
- ②大学生の活動の発表の場を創出し、将来のアーティストを育成
- ③文化施設を活用した専門的な技術を学べる機会の提供
- ④室内楽アカデミーの実施など次代を担うアーティストの育成
- ⑤海外の学生との文化芸術を介した交流

7 基本施策

IV 文化芸術を介したつながりの創出と多様な価値の活用

－ 効 果 －

- ・文化芸術を介し、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし多様な価値感を認め合う共生社会をつくる
- ・文化芸術がつなぐ社会的な関係が、人を孤独から救い、人々に生きる力を与え、ウェルビーイングの向上に寄与する
- ・文化芸術に触れることで心が動き、新たな視点や柔軟な思考により課題解決力を養うことができる

<取組1> 多様な価値観の尊重と異文化理解

文化芸術がもつ包摂的で多様な価値を持つ力を活用し、人と人とをつなぐことで、多様な価値観等を尊重し、異文化理解を促進する

【具体案】

- ①姉妹友好都市等との文化芸術を介した交流
- ②日本人市民と外国人市民の交流機会の創出
- ③国際交流会館や公民館を活用した多文化共生社会の推進
- ④アーティストインレジデンス※の実施 ※海外のアーティストを一定期間招聘し滞在中の活動を支援すること
- ⑤外国人に対する日本語教育の充実など共生社会の実現
- ⑥日本人市民に対するやさしい日本語教室の実施や外国人との交流の機会の創出

7 基本施策

IV 文化芸術を介したつながりの創出と多様な価値の活用

<取組2> 地域住民のつながりの創出と地域の活性化

文化芸術に触れる場を設けることで地域住民のつながりを作る

【具体案】

- ①市・区の文化協会活動の活性化
- ②地域でのアートイベントの開催
- ③地域での伝統的なまつりなどの開催
- ④くまもとポイントや健康ポイントと連携した文化芸術イベントの実施

<取組3> 社会課題の解決の促進

社会課題に対し包括的で多様性を受け入れるアート思考を用いてアプローチすることで課題解決を促進する

【具体案】

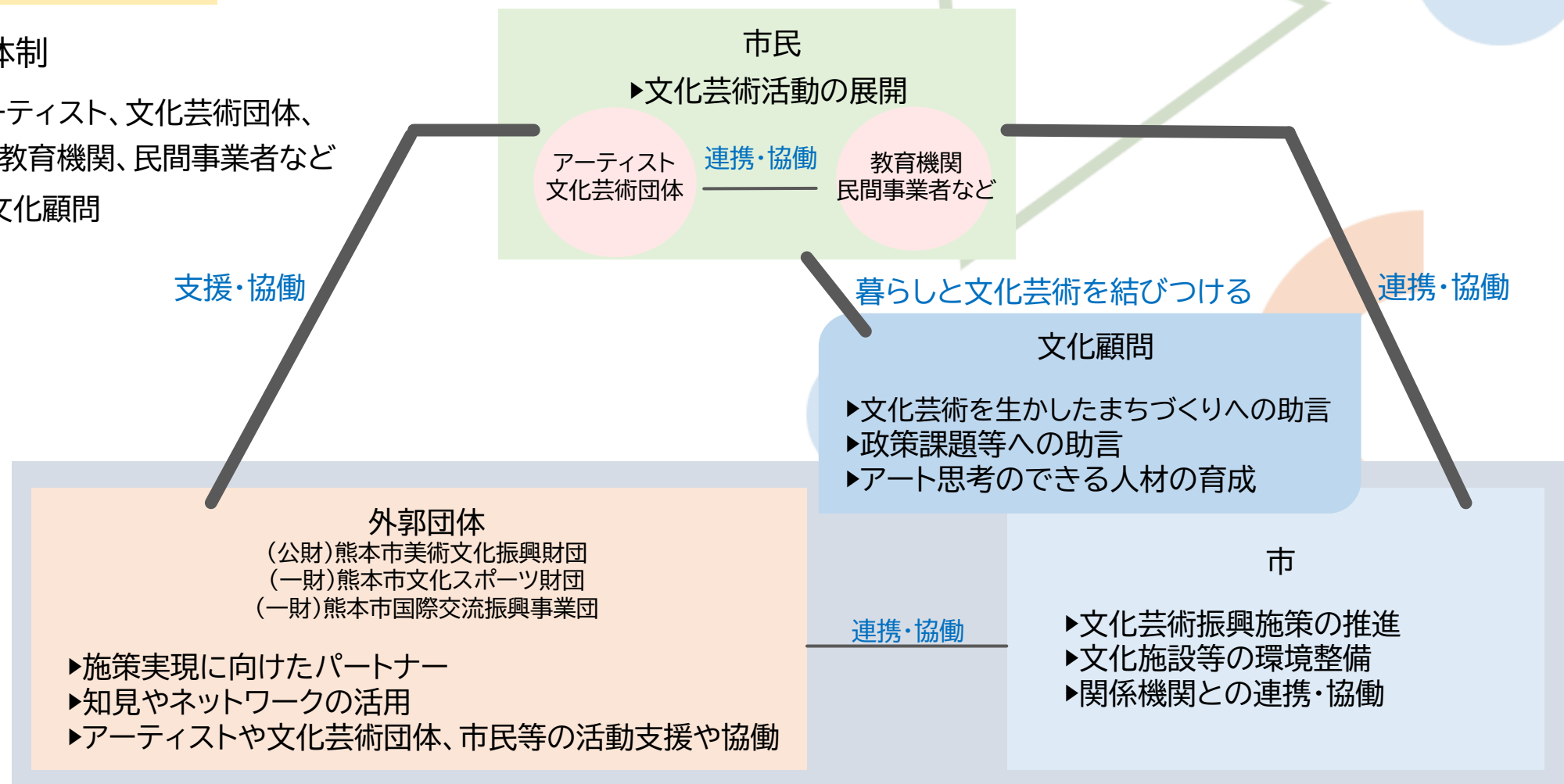
- ①東京藝術大学との連携による人材交流
- ②文化顧問による職員のアート思考習得のための研修
- ③市民を対象としたアート思考に関するイベントやワークショップの開催
- ④文化的処方※の実践研究

※アート・福祉・医療・テクノロジーの分野の壁を超えて協働的に研究しつつ、人々の間につながりをつくる文化活動。文化的処方を開発することで孤独孤立および精神的貧困の解決に取り組み、「こころの豊かさ」のある社会を創造する。(引用:<https://kyoso.geidai.ac.jp/about.html>)

8 計画の推進について

(1) 推進体制

- ・市民、アーティスト、文化芸術団体、大学等の教育機関、民間事業者など
- ・熊本市、文化顧問
- ・外郭団体



(2) 成果指標

熊本市第8次総合計画にて設定している成果指標および検証指標を用いて進捗管理を行う。

(具体的な指標については素案にて提示)

今後のスケジュール

項目	R6年										R7年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
議会							●骨子案(報告)			●素案(報告)			●パブコメ結果(報告)	
政策会議						●骨子案		●素案						
策定委員会	●アンケート結果		●骨子案に向けて			●骨子案・素案に向けて		●素案					●パブコメ結果(報告)	
市民参画										●パブコメ				
計画策定作業	●重点課題の抽出	●骨子案作成				●素案作成				●最終調整			●市長決裁	
広報						●計画デザイン・動画作成				●製本作業				●広報